３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

栄村（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　縦覧開始の日　令和八年八月二十一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　大阪市北区豊崎五丁目六番七号　シムラビル四階　独立行政法人都市再生機構西日本支社　うめきた都市再生事務所（分室）

三　縦覧時間　午前九時十五分から午後五時四十分まで

○東北地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

東北地方整備局長　小島　優

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区作並字鎌倉下原二〇番六から同市青葉区作並字鎌倉下原三六番二まで	前	一六・〇〇～二四・五二メートル	〇・四五三キロメートル
	後	一六・〇〇～二四・五二メートル	〇・四五三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小島　優

路線名　四十八号

供用開始の区間　仙台市青葉区作並字鎌倉下原二〇番六から同市青葉区作並字鎌倉下原三六番二まで

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三豊市豊中町本山甲字樋之尻一八九五番一から同市豊中町本山甲字屋敷内一二四〇番一まで	前	一九・五五～五一・七一メートル	〇・〇九九キロメートル
	後	二九・七〇～四五・一五メートル	〇・〇九九キロメートル

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号　三豊市豊中町上高野字徳満一八六三番一から同市豊中町本山甲字屋敷内一二四六番一まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月二十日

○北海道開発局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

北海道開発局長　岡下　淳